

# 岐阜県公報

第 二 千 三 十 号  
平成二十一年三月十日  
(火曜日)

## 目次

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 一六五<sup>ページ</sup>  
 岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (同) 一六五  
 農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則 (農業振興課) 一六六

## 告 示

保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知 (治山課) 一六六  
 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 一六七  
 道路の区域変更 (道路維持課) 一六八  
 保安林の指定 (可茂農林事務所) 一六八

## 公 示

落札者等に関する公示 (情報企画課) 一六九  
 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 一六九  
 指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 一六九  
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 一七〇  
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 一七〇  
 県営土地改良事業の換地処分 (農地計画課) 一七一  
 保安林に指定する予定である旨の通知中訂正 (法務・情報公開課) 一七一

## 正 誤

## 規 則

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県調理師法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「縦六センチメートル、横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年岐阜県規則第二百二十四号)の一部を次の

よつに改正する。

第四条第一項第四号中「縦六センチメートル、横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

別記第二号様式中「竪六センチメートル、竪四センチメートル」を「竪四センチメートル、竪三センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

農業災害補償法施行細則（昭和四十三年岐阜県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「第三十三条の六」に改め、同条第五号中「第五十八条において準用する民法第八十三条」を「第五十八条」に改める。

別記第十七号様式中「竪四センチメートル」を「竪三センチメートルの六」に改める。

別記第二十号様式中「竪五センチメートル」を「竪五センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

瑞浪市稲津町萩原字長塚一八八〇の二一、土岐町字大洞一〇〇九の一七六、字イタ子洞一三三三の一五、明世町戸狩字大狭間二の七、二の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本巢市外山字本谷五の六、五の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本谷五の六・五の二〇(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

坂祝町

二 事業の種類

西館(坂祝町西部多目的体育施設)新築事業(以下、「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県加茂郡坂祝町深董字利正寺地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十二条に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である坂祝町は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県加茂郡坂祝町西部地域(以下、「本地域」という。)に西館(坂祝町西部多目的体育施設)を新設し、本地域におけるスポーツ活動の推進及び地域防災活動の拠点施設としての活用を図ることを目的としたものである。

本地域においては、昭和五十七年に、本地域住民の融和の場を提供することを目的として西部多目的研修集会施設(以下、「現存施設」という。)が建設され、本地域住民のスポーツ活動に利用されているほか、避難所として坂祝町地域防災計画に定められている。しかし、近年はスポーツ活動での利用者数が当初計画を大幅に上回っており、利用者数に見合う競技会場を提供できないことにより、競技に支障をきたしていることに加え、平成十七年度の耐震診断において耐震力不足が指摘され、避難所としての利用にも問題が生じており、現存施設に代わる、避難所として十分な耐震性を備え、利用者数に見合った競技会場を新たに整備する必要が生じている。また、現存施設の附帯駐車場についても、施設利用者数の増加により、慢性的に不足する事態が生じており、施設利用者にとって不便であるのみならず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしているため、施設利用者数に見合った駐車場の整備が必要とされている。

本件事業によって現存施設より拡張された体育施設が新設されることにより、本地域におけるスポーツ活動が推進されるとともに、避難場所の確保等、地域防災体制の充実が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地(以下、「本件起業地」という。)に周知の埋蔵文化財や希少な動植

物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、現存施設の敷地も活用する本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は施設整備の目的を遂行するために必要な最低限の本館施設及び駐車場を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本地域住民のスポーツ活動の場が整備されるとともに、大規模災害に備えた地域防災体制の充実が図られることが期待されることから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

坂祝町中央公民館教育委員会事務局

岐阜県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	多治見線	土岐市下石町字西山三〇四番六八二地先から同市同町字同三〇四番八九七地先まで	後	九七 三・三	二八〇	
			前	九八 三・五	二八〇	

岐阜県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡白川町三川字上見一九〇の一、二四二の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 電子複写機（田黒）複写料の単価契約 127台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成20年12月17日
- 4 落札者を決定した日 平成21年2月10日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長森銅畑427  
リコー中部株式会社 岐阜支社  
支社長 川浦 茂樹
- 6 落札金額 0.70円/複写片面1枚
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県総合企画部情報企画課  
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人帰国者華人会
- 三 代表者の氏名 藤間 俊龍

四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市藤江町一丁目三番地一 県営藤江住宅F  
六四三三号

五 定款に記載された目的 この法人は、中国人を中心とする在日外国人の文化、スポーツ、音楽、芸術の交流を通して、彼らの相互理解とレクリエーションの増進に寄与する。更に在日外国人の住まい探しや日常生活、就労の相談支援により、彼らの生活基盤の安定を助長し、日本人やその他外国人との共生を実現すること。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
ウルトラメンタルクリニック	高山市昭和町二二二四	精神通院	平成三〇・三・一
岐阜メイツ睡眠障害治療クリニック	岐阜市数田南四一五二〇	精神通院	同

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
まみや調剤薬局 清住店	岐阜市清住町二一五安西ビル一階	精神通院	平成三〇・三・一
はーと薬局	山県市岩佐高屋前八二八一	同	同
平成調剤薬局 岐大前店	岐阜市古市場神田八五	同	同

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月十日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年二月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

ビッグワン株式会社

三 建物の名称及び所在地

ビッグワン鶴沼店

各務原市鶴沼西町二丁目一六五番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時まで

（変更後）午前九時から翌午前三時まで

来客が駐車場を利用できる時間帯

（変更前）午前八時から午後十時まで

（変更後）午前八時から翌午前三時三〇分まで

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月十日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー中津川坂本店

中津川市茄子川字青木一九九三 五 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月十日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）カーマホームセンター北方店 Aゾーン

本巣郡北方町高屋字東丸内八六番四 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月十日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)カーマホームセンター北方店 Bゾーン

本巣郡北方町高屋字西丸内七七番三 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業加茂北部地区の換地処分を平成二十一年二月二十六日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

正 誤

(校正誤り)

平成二十一年二月十日第二千二百二十二号 保安林に指定する予定である旨の通知九十七頁上段後から八行目中「岐阜県告示第百号」は、「岐阜県告示第百一号」の誤り。

平成二十一年三月十日印刷  
平成二十一年三月十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社